

平成 2 1 事業年度 業務実績報告書

自 平成 2 1 年 4 月 1 日
至 平成 2 2 年 3 月 3 1 日



独立行政法人空港周辺整備機構

I	はじめに		1
II	業務運営に関する報告		
	1. 中期目標の期間		2
	2. 業務運営の効率化に関する事項		2
	3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ..		8
	4. 財務内容の改善に関する事項		36
	5. その他業務運営に関する重要事項		43

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日、国土交通省独立行政法人評価委員会決定・平成18年3月9日、同委員会改定）に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構の平成21事業年度に係る業務運営評価のために作成したものである。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期計画において中期目標期間における項目の目標が具体的な数値（目標値）により設定され、かつ、年度計画において当該年度における当該項目の目標が目標値により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ次の形式で報告する。

《目標値が設定されている場合》

- ①年度計画における目標値設定の考え方
- ②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）
- ③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し
- ④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

《上記以外の場合》

- ①年度計画における目標設定の考え方
- ②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し
- ③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

II 業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間

2. 業務運営の効率化に関する事項 (1) 組織運営の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

2. 業務運営の効率化に関する事項

整理合理化計画等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、組織のスリム化及びコスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

(1) 組織運営の効率化

空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、整理合理化計画を着実に実行すること。

また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しに伴う将来の事業量の推移並びに平成22年度までに行うこととしている独立行政法人以外の形態を含めた組織の在り方の検討結果を踏まえて所要の見直しを行うこと。

【中期計画】

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）（以下「整理合理化計画」という。）等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等及びこれまでの取組を継続して行うことにより、組織運営及び業務運営の効率化を推進して事業の進捗を図る。

(1) 組織運営の効率化

① 空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、平成20年度において、大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで、事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編する。これに伴い、移転補償課は廃止する。

また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果並びに将来の事業量の推移等を踏まえ、更なる組織・定員の見直しを行い、組織運営の効率化を図る。

② 事業の実施形態及び組織のあり方については、独立行政法人以外での実施形態を含めた組織の在り方について平成22年度までに結論が出される予定であり、その結果を踏まえて、所要の見直しを行う。

【平成21年度計画】

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(1) 組織運営の効率化

① 平成21年度においては、事業量を踏まえた組織・定員となるよう、組織について大阪国際空港事業本部総務部調査役及び福岡空港事業本部総務部考査役を廃止するとともに、定員について調査役1名、考査役1名、総務部会計課及び事業部緑地造成課の職員各1名、計4名の削減を行う。

② 独立行政法人以外での形態を含めた、事業の実施及び組織の在り方について、平成22年度までに結論が出される予定であり、国及び関係自治体との間で進められることとなる協議及び調整に向けて、当機構としても国等への協力を行う。

年度計画における目標設定の考え方

① 平成21年度については、平成20年度と同様に事業量を踏まえた組織のスリム化を図ることとした。

② 独立行政法人以外の形態を含めた組織の在り方について、平成20年度に行われた空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果並びに将来の事業量の推移等を踏まえ、平成22年度までに結論が出される予定であり、当機構としても国等への協力を行うこととした。

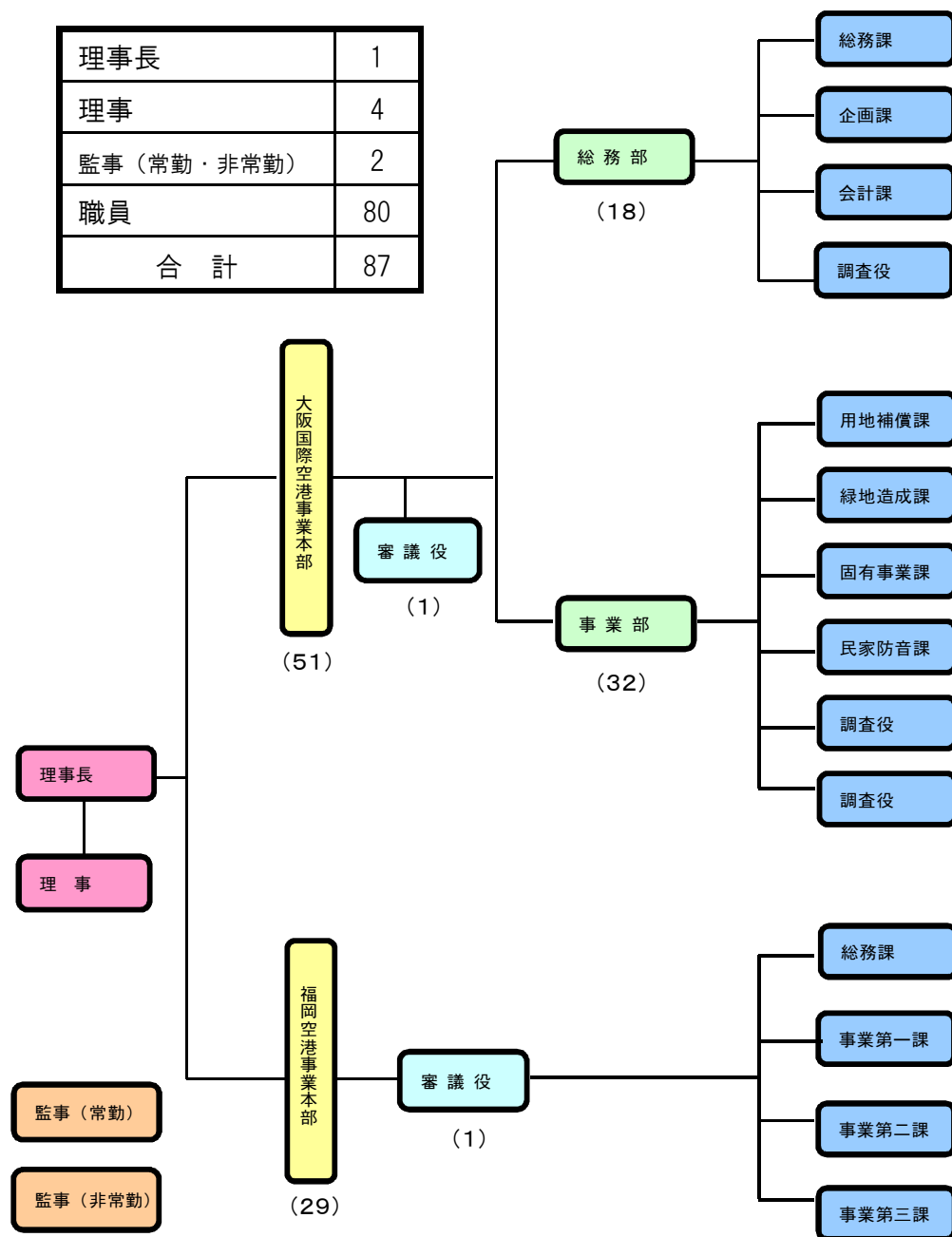
当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

① 平成21年4月1日付けで大阪国際空港事業本部総務部調査役及び福岡空港事業本部総務課考査役を廃止するとともに、定員について調査役1名、考査役1名、大阪国際空港事業本部総務部会計課及び事業部緑地造成課の職員各1名、計4名の削減を実施。平成22年度においても、事業量を踏まえた組織運営の効率化に取り組んでいく。

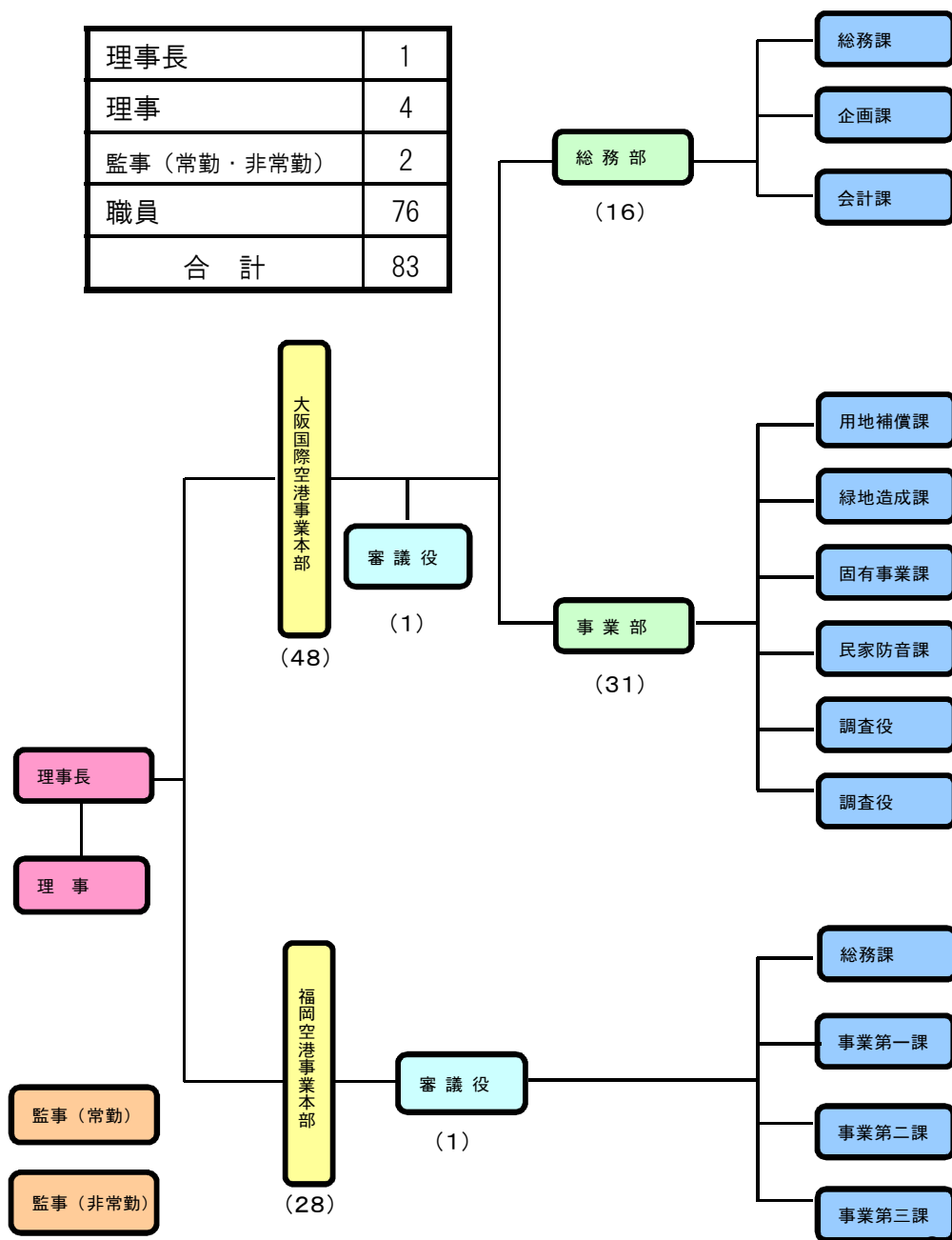
② 国土交通省航空局において今後の対応方針等を検討中であり、平成21年度に具体的な取組はなかった。

なお、平成21年12月の閣議決定により、すべての独立行政法人について抜本的な見直しが行われることとなっている。

平成20年度（平成20年4月1日現在）



平成21年度（平成21年4月1日現在）



II 業務運営に関する報告

(2) 人材の活用

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 人材の活用

空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。

【中期計画】

(2) 人材の活用

人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保することにより効率的な業務運営を図る。また、機構組織全般について、国及び地方公共団体との人事交流を推進し、若い人材の任用を行うことにより、役職階層における年齢バランスの改善等、更なる組織の活性化を図る。

【平成21年度計画】

(2) 人材の活用

役職階層における年齢バランスの改善を図るために、平成21年度においても、国出身者の年齢構成レベルを目安として、若い人材で、かつ専門的知見を有する者の派遣について、国・府・県・市と綿密な人事調整を行い、効率的な業務運営を図る。

年度計画における目標設定の考え方

引き続き役職階層における年齢バランスに配慮し、効率的な業務運営を図ることを目標に出向元との人事調整に努めることとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

年齢バランスに配慮しつつ、用地補償業務等に精通し、経験豊富な人材の派遣について、派遣元との人事調整を行った。
平成22年度においても、引き続き、人事異動時期等を踏まえて、役職階層における年齢バランスの改善等を図っていく。

人事調整の実施状況

(大阪)

国 平成21年10月
大阪府 平成21年10月
兵庫県 平成21年10月

(福岡)

国 平成21年11月
福岡県 平成21年11月
福岡市 平成21年11月

<参考>

各役職階層における出身別年齢構成

	H21.4			H22.4		
	国	府・県・市	計	国	府・県・市	計
参事	52.6	56.2	54.8	52.3	57.3	54.9
副参事	44.7	51.0	47.8	44.7	50.3	46.6
主査	34.6	45.9	38.1	34.6	46.6	38.1
副主査	27.8	34.1	32.4	27.5	31.1	30.4
計			42.8			42.7

※計にはプロパー職員を含む。

II 業務運営に関する報告

(3) 業務運営の効率化 ①事業費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%程度に相当する額を削減する。（平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値を再検討する。）

【中期計画】

② 事業費の抑制

事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）

【平成21年度計画】

(3) 業務運営の効率化

① 事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で10%以上に相当する額を削減する。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の達成を目指して、事業執行方法の改善等を通じて効率的な執行を図り、事業費のコスト削減に努めることとした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

事業費については、移転補償事業や民家防音事業における事業量減などにより、平成19年度比で約15.7%に相当する額を削減した。

<主な取組み>

- ・ 民家防音事業においては、事業執行方法の改善等の観点から、更新工事調査に加え、更新工事についても原則として全ての施工業者を一般競争入札で決定することとし、事業費の大幅な縮減を図った。

II 業務運営に関する報告

(3) 業務運営の効率化 ②一般管理費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%程度に相当する額を削減すること。（平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値を再検討する。）

【中期計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）

【平成21年度計画】

② 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図る。

また、これまでも取り組んできた業務の効率化を推進することにより、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で6%以上に相当する額を削減する。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の達成を目指して、業務の見直し及び簡素化を推進する等により効率化を図るとともに、人件費の抑制を行い、一般管理費の削減に努めることとした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

一般管理費については、人件費の抑制などにより、平成19年度比で約10.0%に相当する額を削減した。

<主な取組み>

- ・ 大阪国際空港事業本部及び福岡空港事業本部において計4名の定員を削減し、人件費の削減を図った。（954百万円（H19）→842百万円（H21） △11.7%）

第2期中期目標期間における事業費・一般管理費の推移

(単位：百万円)

事業名/年度	19年度 予算額	20年度 予算額	21年度 予算額
事業費（大阪）	5,697	4,313	3,772
再開発整備	312	223	221
移転補償	355	88	18
緑地造成	2,186	2,320	2,037
民家防音	2,845	1,681	1,497
事業費（福岡）	5,068	4,407	5,304
再開発整備	440	318	1,903
移転補償	4,154	3,695	3,113
緑地造成	65	113	45
民家防音	409	281	243
事業費（合算）	10,765	8,720	9,076
再開発整備	752	541	2,124
移転補償	4,509	3,784	3,131
緑地造成	2,250	2,433	2,082
民家防音	3,254	1,963	1,740
対19年度比(割合)		△ 19.0%	△ 15.7%

- ※1 前年度からの繰越及び管理勘定への繰入は含まない。
 ※2 21年度予算額については、22年2月の予算実施計画変更後の計数である。
 ※3 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。

(単位：百万円)

事業名/年度	19年度 予算額	20年度 予算額	21年度 予算額
一般管理費（大阪）	785	733	678
人件費	634	582	531
物件費	152	151	148
一般管理費（福岡）	410	403	398
人件費	321	317	311
物件費	89	86	87
一般管理費（合算）	1,195	1,136	1,076
人件費	954	899	842
物件費	241	237	234
対19年度比(割合)		△ 4.9%	△ 10.0%

- ※ 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。

II 業務運営に関する報告

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務の質の向上 ①連絡協議会の開催

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務の質の向上

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。

また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応すること。

- ① 空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制を整備すること。

【中期計画】

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、次の措置を行うこととし、また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応する。

- ① 出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回以上開催する等、業務の調整及び意見交換のための会議を定例化する。

【平成21年度計画】

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、平成21年度において次の措置を実施する。

- ① 連絡協議会の開催

業務の調整及び意見交換のため実施している「連絡協議会」を年2回開催するほか、内容の充実等を検討し、今後の空港周辺環境対策事業の円滑かつ効果的な推進を図る。

年度計画における目標値設定の考え方

連絡協議会について、会議を開催するだけでなく、国及び関係自治体との十分な意思疎通を図りながら会議の在り方、内容の充実等を検討し、今後の事業の円滑かつ効果的な推進を図ることとした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

大阪国際空港事業本部においては平成21年8月27日に、福岡空港事業本部においては8月28日に連絡協議会を開催し、平成20年度事業実績、平成21年度事業実施状況、平成22年度概算要求等についての説明を行うなど、今後の事業の円滑かつ効果的な推進に向けて意思疎通を図った。

また、大阪国際空港事業本部においては平成22年3月29日に、福岡空港事業本部においては3月30日に連絡協議会を開催し、平成22年度計画（案）の説明等を行うとともに、校外学習についての働きかけを行った。

【国等との調整会議への参加実績】

- ・大阪国際空港周辺緑地整備推進協議会（幹事会：平成22年3月24日 分科会：平成22年3月10日 WG：平成21年9月3日、平成21年12月24日）
- ・福岡空港周辺整備計画調査委員会（幹事会：平成21年9月2日、平成22年3月18日）
- ・福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議（平成21年7月13日、平成22年3月23日）

II 業務運営に関する報告

(1) 業務の質の向上 ②広報活動の充実

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性を確保する観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報に努めること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

イ ホームページ、パンフレット等の内容について、自治体、地域住民はもとより、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツを充実させることなどの方法により積極的に情報を公開する。また、ホームページのアクセス数年間3万件以上を確保することに努め、ホームページに寄せられた質問・意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。

ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

【平成21年度計画】

② 広報活動の充実

イ ホームページについては、より国民の理解が得られるよう分かりやすく、また、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツやデータ等の各種情報の充実を図り、積極的に情報を公表することにより年間3万件以上のアクセス数を確保する。

ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、空港等で行うイベントの機会を利用したリーフレットの配布、周辺自治体の協力のもと広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

年度計画における目標値設定の考え方

機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、ホームページのリニューアルなどを含め、より一層の広報活動の充実を図ることとした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

イ 事業の透明性を高めるため、平成20事業年度の財務諸表、業績評価等を公表した。

ホームページについて、事業案内や入札情報について一部見直しを行うとともに、各種新着情報の速やかな公表を行った。
平成21年度のホームページアクセス数は51,058件であり、年間目標の3万件以上のアクセスを達成。

ロ 大阪国際空港事業本部において、9月13日に開催された「空の日」イベント会場にてリーフレットを500部配布した。

アクセス状況（平成21年度）

4月	3,791
5月	3,823
6月	4,063
7月	3,988
8月	3,718
9月	3,740
10月	4,325
11月	5,633
12月	4,210
1月	4,603
2月	4,447
3月	4,717
合計	51,058
月平均	4,255

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ① 役職員の人事評価

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施
整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

事務・事業の効率性の確保並びに事業実施等に関する法規則等の遵守を促し、また、適切な人事評価を行い、役職員の資質の向上及び役職員の意識改革に努めるとともに国民の理解が得られるよう分かりやすく説明する意識を徹底することとして、国等の取組の状況を参考としながら、以下の取組を行う。

① 目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務執行へのインセンティブを向上させる。

【平成21年度計画】

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施

① 役職員の人事評価

役職員の人事評価の導入等については、国の取組状況を参考にしながら適切に対応することとし、業務執行のインセンティブが図られるよう、引き続き機構に適應した人事評価のあり方を検討する。

年度計画における目標設定の考え方

機構においては、既に職員の業績・勤務成績を給与に反映させ業務執行のインセンティブ向上が図られる制度となっているが、目標管理の導入（目標設定及び業績評価に係る面談等）や役員の人事評価を含めた機構の人事評価制度全体のあり方について、今後の国の取組状況を参考にしながら必要な検討・見直しを行っていくこととした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

機構においては、既に職員の業績・勤務成績を給与に反映させ業務執行のインセンティブ向上が図られる制度となっている。
平成21年11月に役員給与規程の改正を行い、役員の賞与を期末手当と勤勉手当に区分し、勤勉手当に人事評価を反映させた。

さらに、今後の国の取組状況等を参考にしつつ、引き続き機構に適應した人事評価のあり方を検討する。

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ②内部統制の向上

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

- ② 民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

【平成21年度計画】

② 内部統制の向上

他の独立行政法人や地方自治体、民間企業における内部統制制度の導入状況を見極めつつ、役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制の構築に向けて、平成20年度に設置したコンプライアンスWGを中心に検討のうえ、その取りまとめに努めるとともに、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとする。

また、講じた措置については、積極的に公表する。

年度計画における目標設定の考え方

内部統制の向上については、他の独立行政法人や地方自治体、民間企業における制度の導入状況を見極めつつ、コンプライアンスWGでの検討をはじめ、機構として検討又は実施が可能な事項から取り組みを行っていくこととした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成21年度においては、他の独立行政法人等の取組みを踏まえて、コンプライアンスWGにおいて検討を行い、内部評価委員会における事業の進捗状況の把握、会計内部監査、監事及び監査法人による監査などに加え、以下の取組みを行った。

- ・ 内部通報制度の導入
- ・ 規程類のイントラネットへの掲載
- ・ 役員と管理職による会議の設置
- ・ リスクマネジメントのためのリスクの洗い出し
- ・ 契約監視委員会の設置及び契約状況の点検・見直し

また、5月に実施した新規採用職員研修において、倫理についての講義を行った。

平成22年度においても、独立行政法人の内部統制に係る議論等を踏まえ、組織の特性や規模に合った内部統制の構築について、会計監査人等の指導を得つつ、引き続き検討を行う。

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ③国民の意見募集

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

③ 業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。

【平成21年度計画】

③ 国民の意見募集

当機構の担う事務・事業に関し、ホームページにより住民等からの意見を募り、業務運営に適切に反映させる。

年度計画における目標設定の考え方

事業の透明性・公平性を図る観点から、ホームページにより住民等から広く意見を募ることとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

当機構のホームページに寄せられた意見はなく、質問等に対しては適切に対処した。

なお、平成21年7月21日開催の国土交通省独立行政法人評価委員会第10回空港周辺整備機構分科会での評価の参考に資するため、国土交通省独立行政法人評価委員会において、平成21年7月7日から同年7月20日までの間、平成20年度業務実績評価調書（案）に係る国民の意見募集を行った。

平成22年度においても、引き続き、ホームページにより住民等からの意見を募り、業務運営に適切に反映させることとしている。

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ④職員の資質の向上

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

- ④ 地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するための資質・能力の養成、業務に係る専門知識の向上及びガバナンス強化に向けて外部講師等による職員研修（年3回以上）を実施する。

【平成21年度計画】

- ④ 職員の資質の向上

地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するため、各課題に柔軟かつ適切に対応する課題解決能力の育成、業務に係る専門知識の向上等を目的とした外部講師等による職員研修を年3回実施するとともに、研修効果の把握に努める。

年度計画における目標値設定の考え方

研修回数の数値目標の達成にとどまらず、研修効果の把握にも努め、職員研修の内容の充実を図ることとした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

職員の資質の向上を図るため、外部講師等により以下の研修を実施するとともに、アンケート形式により効果測定を行った。

（大阪）

- ・新規採用職員研修（平成21年5月11日）
- ・クレーム処理研修（平成21年9月14日）
- ・ビジネスマナー研修（平成22年2月25日）

（福岡）

- ・新規採用職員研修（平成21年5月28日）
- ・人権・同和研修（平成22年2月2日）
- ・福岡空港の運用業務研修（平成22年3月15日）

また、外部の研修に積極的に職員を派遣した。

- ・空港環境対策関係担当者研修（10月）
- ・政府関係法人会計事務職員研修（10月）
- ・財務研修（12月、1月）

等

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑤内部評価委員会の開催

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑤ 前年度の業務の評価を次年度の目標設定・業務の実施に反映させるため、内部評価委員会を開催する。

【平成21年度計画】

⑤ 内部評価委員会の開催

内部評価委員会を開催し、前年度の業務実績評価結果を、以後の業務運営・次年度の目標設定に反映させる。

年度計画における目標設定の考え方

内部評価委員会を開催し、国土交通省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における評価結果を、以後の業務運営・次年度の目標設定に適切に反映させることとした。

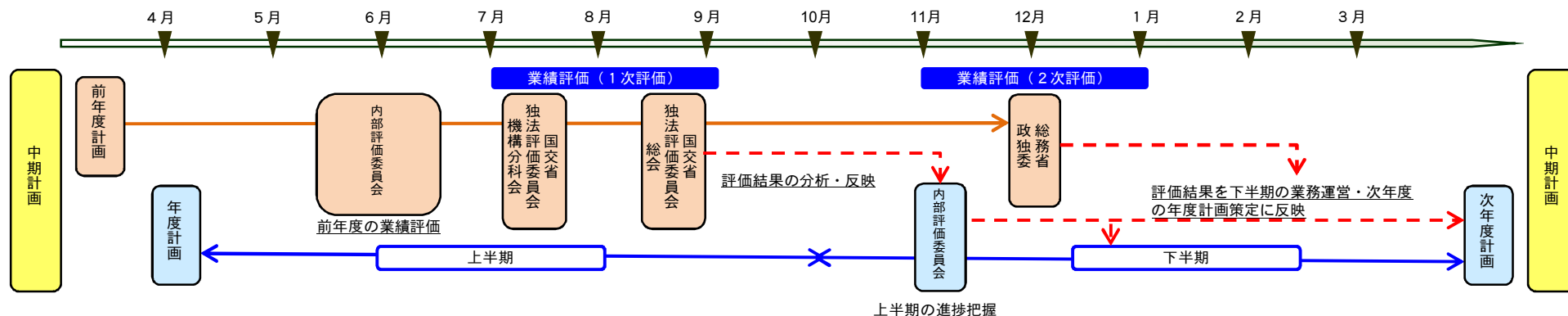
当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成21年5月19日及び同年6月17日に開催した内部評価委員会においては、平成19事業年度及び第1期中期目標期間の評価結果を踏まえつつ、平成20事業年度の事業実績に対する内部評価を行った。

また、平成21年11月12日開催の内部評価委員会においては、平成20事業年度の評価結果を踏まえつつ、平成21事業年度上半期の事業の進捗状況の把握を行うとともに、コンプライアンスの向上、研修の実施方法や効果測定方法等についての検討、民家防音事業における平成22年度からの新制度の円滑な導入に向けての周辺住民への広報等に取り組むべきとの内部評価を行い、当該結果を下半期以降の業務運営・平成22年度計画策定に反映させた。

平成22年度においても、中期計画の達成に向けて、引き続き適切に取り組んでいく。

参考：内部評価に係る年間スケジュール（イメージ）



【参考】国土交通省独立行政法人評価委員会による平成20年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた項目について、中期計画に沿った年度計画を順調に実施し、国土交通省独立行政法人評価委員会による平成20年度の総合評価が「順調」評価であったこと等を踏まえ、役員の解任等は行わなかった。 なお、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成21年9月29日閣議決定）に基づき、役員（理事2名）について公募による選考を実施し、平成22年1月1日付けで任命を行った。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	20事業年度評価における主な指摘事項	平成21及び22年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	(1) ホームページを改正し見やすくするなど、各種情報の公表方法について更なる工夫を図って欲しい。 (2) 法人の規模、特性等に応じた内部統制の向上は計画的に図られているが、さらに社会的要請には機敏に対処すること。	(1) 平成21年度においては、事業の透明性を高めるため、平成20事業年度の財務諸表、業績評価等を公表したほか、ホームページについて、事業案内や入札情報の一部見直しを行うとともに、各種新着情報の速やかな公表を行った。平成22年度においても、ホームページのリニューアルなどを含め、より一層の広報活動の充実を図る。 (2) 平成21年度においては、他の独立行政法人等の取組みを踏まえて、コンプライアンスWGにおいて検討を行い、内部評価委員会における事業の進捗状況の把握、会計内部監査、監事及び監査法人による監査などに加え、以下の取組みを行った。 ・内部通報制度の導入 ・規程類のイントラネットへの掲載 ・役員と管理職による会議の設置 ・リスクマネジメントのためのリスクの洗い出し ・契約監視委員会の設置及び契約内容の点検・見直し また、5月に実施した新規採用職員研修において、倫理についての講義を行った。 平成22年度においても、独立行政法人の内部統制に係る議論等を踏まえ、組織の特性や規模に合った内部統制の構築について、会計監査人等の指導を得つつ、引き続き検討を行う。
その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項	対国家公務員指数については着実に減少しているものの、まだ100を上回っていることから、国の取組に即して、引き続き給与水準の適正化が図られることを望む。	平成21年度においては、国における期末・勤勉手当の支給割合の引下げ等を踏まえ、当機構においても同様の措置を実施した。 平成22年度においても、国家公務員の水準に比して適正な水準となるよう、国の制度改正状況等を踏まえ必要な措置を講じていく。
総合評価	今後の課題として、次期周辺整備中期基本方針の策定、独立行政法人以外の形態を含めた組織の在り方の検討等の政策的な決定について、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、円滑に対応されたい。	次期周辺整備中期基本方針の策定及び独立行政法人以外の形態を含めた組織の在り方の検討については、国土交通省航空局において今後の対応方針等を検討しているところであり、平成21年度に具体的な取組はなかった。 平成22年度以降、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、円滑に対応する。

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組 ⑥積極的な情報公開

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑥ 情報開示のあり方

機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、整理合理化計画に係る取組並びにその実施状況や次の情報についてもホームページ等により積極的に公開を行う。

- イ 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。
- ロ 特定独立行政法人に準じ、職員の勤務時間その他の勤務条件を公表する。

【平成21年度計画】

⑥ 積極的な情報公開

機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、独立行政法人整理合理化計画に係る取組やその実施状況のほか、年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等についても積極的に情報公開を行う。

年度計画における目標設定の考え方

整理合理化計画において提言された趣旨を踏まえつつ、業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、積極的な情報公開に努めることとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成20事業年度財務諸表等については9月11日に、平成20事業年度業務実績評価については9月30日にホームページで公表した。
また、役員（理事2名）の公募による選考について、応募状況や公募結果等をホームページで速やかに公表した。

平成22年度においても、中期計画の達成を目指して、引き続き積極的に情報公開を行う。

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑦管理会計の活用

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑦ 管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。

【平成21年度計画】

⑦ 管理会計の活用

管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。

年度計画における目標設定の考え方

独立行政法人発足時から実施している事業毎の収支管理について、引き続き適切に実施していくこととした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

独立行政法人発足時から大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業、その他事業に分類し収支管理を行っており、当該事業毎の収支管理に基づき作成した平成20事業年度の財務諸表を平成21年9月11日に公表した。また、随意契約見直し計画に基づく競争入札への移行や民家防音事業における競争入札の徹底などにより、予算の効率的な執行に努めた。なお、当機構の事業に係る費用対効果の分析については、効果の視点、測定方法などに関し継続的な検討を行っているところである。

平成22年度においても、中期計画の達成に向けて、引き続き適切に取り組んでいく。

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑧セグメント情報の開示

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑧ 業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

【平成21年度計画】

⑧ セグメント情報の開示

既に公表している内容を踏まえつつ、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

年度計画における目標設定の考え方

独立行政法人発足時から実施している事業毎の収支管理の区分に応じて、引き続き適切に実施していくこととした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

独立行政法人発足時から大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業、その他事業に分類し収支管理を行っており、これらの区分に応じて、平成20事業年度の財務諸表において適切にセグメント情報の開示を行った。

平成22年度においても、中期計画の達成に向けて、引き続き適切に取り組んでいく。

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑨事後評価の在り方

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑨ 評価委員会の評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、マネジメント体制等に反映させる。

【平成21年度計画】

⑨ 事後評価の在り方

事後評価の在り方については、国等の動向を踏まえつつ、引き続き評価結果の適切な反映方法について検討する。

年度計画における目標設定の考え方

役員の退職手当については、既に評価委員会の評価結果（業績勘案率）に基づき決定しているところであるが、職員も含めた給与・退職金等の水準、マネジメント体制等については、国等の動向を踏まえ、引き続き適切な反映方法を検討していくこととした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成20年度は「順調」との評価委員会の評価結果であり、役員の給与等に反映されている。

また、平成21年3月31日に退職した役員の退職手当について、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を踏まえ国土交通省独立行政法人評価委員会において決定された業績勘案率を反映した。

平成22年度においても、国等の動向を踏まえつつ、引き続き評価結果の適切な反映方法について検討していく。

II 業務運営に関する報告

(3) 随意契約の見直し

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

- ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
 - ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性・透明性が十分確保される方法により実施すること。
- また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

【中期計画】

(3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

- ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
 - ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性・透明性が十分確保される方法により実施する。
- また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

【平成21年度計画】

(3) 随意契約の見直し

- ① 随意契約の見直しについては、引き続き当機構が進める「随意契約見直し計画」を着実に実施することとし、その取組状況を公表する。
 - ② 一般競争入札等の競争性のある契約についても、競争性・透明性が十分確保される方法により実施するとともに、契約の適正化及び業務運営の一層の効率化を図る。
- また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

年度計画における目標設定の考え方

「随意契約見直し計画」の取り組みについては、平成19年度及び20年度に概ねその目標、目的を達成しているが、引き続き同計画に沿った取り組みを実施することとした。また、会計検査院をはじめとした契約の適正化についての指摘等を踏まえ、競争契約を含めた契約の適正化に向けた取り組みを実施していくこととした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

●「随意契約見直し計画」の取り組み状況

平成21年度における競争性のない随意契約割合 件数：17.1%（7件） 金額：3.3%（30,195,766円）

※随意契約見直し計画における目標値 件数：15.4% 金額：55.2%

<当機構における競争性のない随意契約の内容>

・財務諸表官報公告 ・会計監査契約 ・機構例規集データベース追録作業 ・事務室借上に係る空調料・光熱水料負担金、共益費(水道及びガス料金)、電気代、清掃費

● 一般競争入札を実施した結果、一者応札・一者応募となっているものについて、その改善方策を取りまとめて、ホームページで公表した。(平成21年5月)

●「契約監視委員会」の設置及び点検・見直し状況

- ・平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、同年12月、従前の入札監視委員会を改組し、監事及び外部有識者による「契約監視委員会」を設置した。
- ・平成22年1月に同委員会を開催し、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約、その他点検の対象となった契約について、機構が行った見直し内容も含めて、点検・見直しを行った。

平成22年度においては、機構が新たに策定する「随意契約等見直し計画」を着実に実施するとともに、競争契約を含めた契約の適正化に向けた取り組みを引き続き推進していく。

「随意契約見直し計画」の取組状況

1. 「随意契約見直し計画」と平成21年度に締結した契約の状況

単位: 件、円

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(42.3%) 22	(27.3%) 238,586,733	(58.5%) 24	(39.8%) 116,580,841	(76.6%) 49	(79.3%) 189,083,683	(75.6%) 31	(14.7%) 134,298,785	(76.9%) 40	(34.2%) 298,568,476
企画競争・公募	(7.7%) 4	(10.6%) 92,733,900	(9.8%) 4	(33.7%) 98,620,200	(9.4%) 6	(3.6%) 8,697,150	(7.3%) 3	(81.9%) 746,816,490	(7.7%) 4	(10.6%) 92,733,900
競争性のある契約 (小計)	(50.0%) 26	(38.0%) 331,320,633	(68.3%) 28	(73.5%) 215,201,041	(85.9%) 55	(82.9%) 197,780,833	(82.9%) 34	(96.7%) 881,115,275	(84.6%) 44	(44.8%) 391,302,376
競争性のない随意契約	(50.0%) 26	(62.0%) 541,351,102	(31.7%) 13	(26.5%) 77,649,475	(14.1%) 9	(17.1%) 40,742,560	(17.1%) 7	(3.3%) 30,195,766	(15.4%) 8	(55.2%) 481,369,359
合計	(100.0%) 52	(100.0%) 872,671,735	(100.0%) 41	(100.0%) 292,850,516	(100.0%) 64	(100.0%) 238,523,393	(100.0%) 41	(100.0%) 911,311,041	(100.0%) 52	(100.0%) 872,671,735

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 「随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み」の実施状況

- | | | |
|-------------------|---|-------------------------|
| ・随意契約金額基準を国と同一にする | → | ・規程等改正済み(平成19年4月) |
| ・契約情報公表基準を国と同一にする | → | ・規程等改正済み(平成19年10月) |
| ・総合評価方式の導入 | → | ・要領等制定・導入済み(平成20年4月) |
| ・複数年度契約の拡大 | → | ・契約内容に応じ適用拡大(平成20年4月から) |
| ・随意契約等の事前審査体制の強化 | → | ・入札及び契約事項審査会設置(平成20年4月) |

3. その他の取り組み

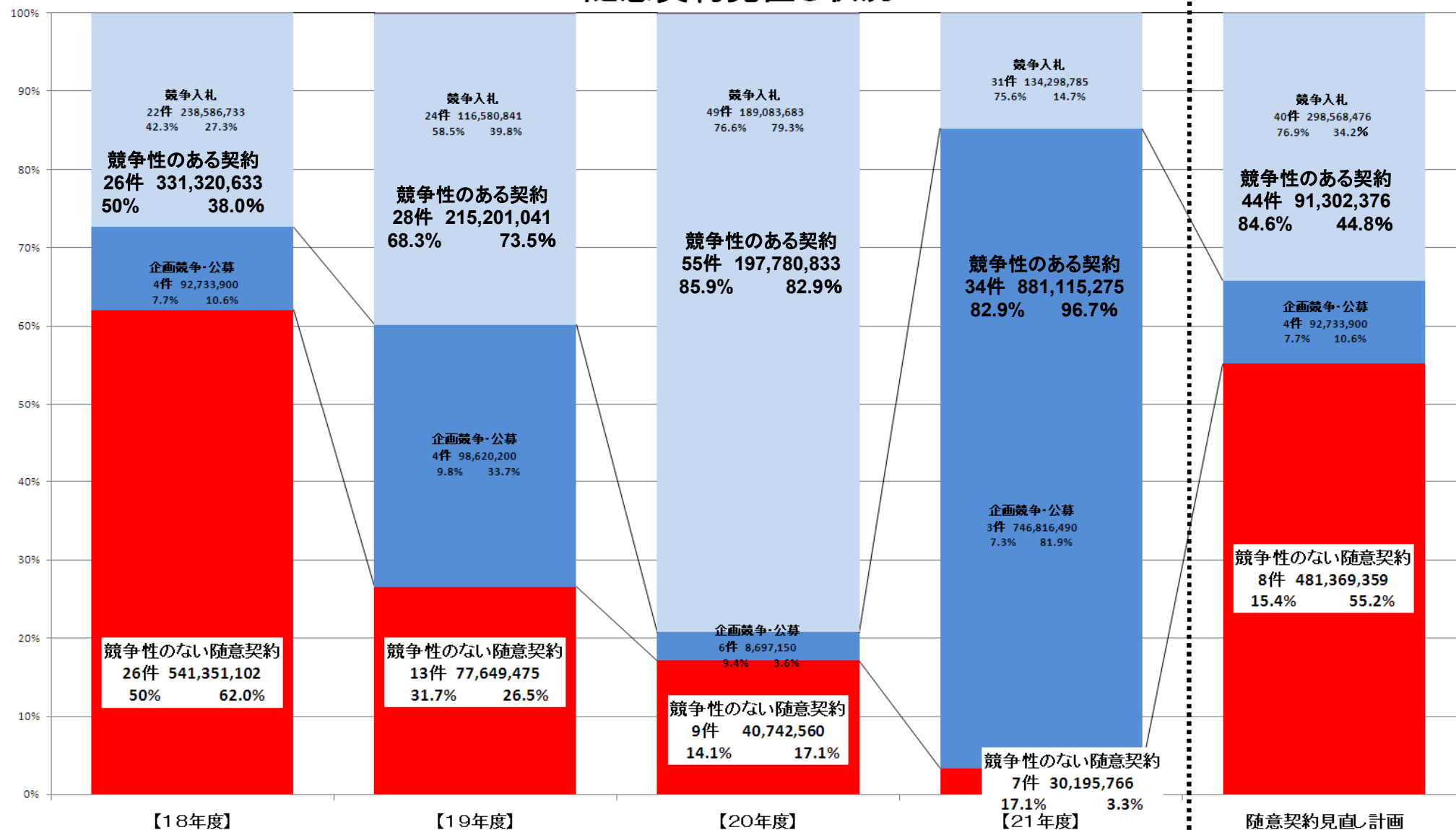
- | | | |
|-------------------------|---|---------------------------------------|
| ・一般競争入札方式の対象範囲の拡大 | → | ・予定価格が随意契約限度額を超えるすべての契約を対象(平成19年8月から) |
| ・低入札調査の範囲拡大・内容強化 | → | ・取扱要領の改正(平成21年5月) |
| ・一者応札・一者応募に係る改善方策 | → | ・ホームページに掲示(平成21年5月) |
| ・公益法人等への契約による支出状況 | → | ・平成21年度から四半期毎にホームページで公表 |
| ・監事及び会計監査人による監査 | → | ・監事監査(年2回)において、入札・契約の適正な実施について監査を受けた |
| ・見直し計画の実施状況の公表(フォローアップ) | → | ・ホームページで公表(20年度実績:平成21年7月公表) |

随意契約見直し状況



独立行政法人
空港周辺整備機構

随意契約見直し状況



※見直し結果を18年度実績にあてはめたもの

契約監視委員会による契約状況の点検・見直し結果(概要)

1. 契約監視委員会の設置・開催及び委員

- (1) 設置日 平成21年12月15日(従前の入札監視委員会を改組)
 (2) 開催日 平成22年 1月26日(閣議決定で求められた契約状況の点検を実施)
 (3) 委 員 竹中 幸夫(機構:常勤監事) 柳原 健治(機構:非常勤監事) 西川 賢二(弁護士) 太田 毅(公認会計士) 松村 暢彦(大阪大学大学院准教授)

2. 閣議決定で点検するべきとされた対象契約の該当件数

年 度	区 分	件 数	備 考
平成20年度に締結した契約	競争性のない随意契約	9 件	
	一者応札であった一般競争等	6 件	
平成19年度以前に締結した複数年契約	競争性のない随意契約	1 2 件	
	一者応札であった一般競争等	該当なし	
平成21年度に締結を予定している案件	前回、競争性のない随意契約	1 件	※委員会開催日以降実施分
	前回、一者応札であった一般競争等	該当なし	
	新規案件(一般競争)	4 件	
合 計		3 2 件	

3. 契約監視委員会点検前に行った当機構における見直し内容

- (1) 平成20年度契約、複数年契約に関する見直し状況
 ①競争性のない随意契約については、随意契約理由の妥当性、契約金額の妥当性、その他調達の実現性の必要性等の検証を行い、適宜見直しを行った。
 ②一者応札案件については、入札・契約条件等(仕様書の内容、参加要件、公告期間等)の妥当性、契約金額の妥当性等の検証を行い、適宜見直しを行った。
 (2) 平成21年度の予定案件
 平成21年度の予定案件については、平成20年度契約、複数年契約に関する見直し内容を適宜反映させている。

4. 契約監視委員会における点検結果

契約監視委員会では、全ての対象契約について点検を受けた結果、一者応札案件のうち2件について、次のとおり指摘(意見)があった。
 なお、当該契約以外の契約については、当機構における見直し内容(改善点がないものも含む。)で、特に問題がないとの点検結果であった。

指摘のあった契約	福岡空港周辺測量調査業務(その1)、福岡空港周辺測量調査業務(その2)
指摘のあった項目	「入札・契約条件等」のうち「参加要件」
指摘の内容	「福岡県土地家屋調査士会の会員」という参加要件について、土地家屋調査士は、どの県の土地家屋調査士会の会員であっても全国で業務を行うことができることから、「福岡県」と限定する合理的理由がない場合には、このような地域要件は設けないほうがよいのではないか。
指摘に対する対応	委員会で意見のあった地域要件について検討した結果、「福岡県」に限定しなくても支障がないとの結論に至ったことから、競争性を高めるため、他県の土地家屋調査士会の会員も入札に参加することができるよう参加要件の見直しを行う。(参加要件の見直し内容:「福岡県」という地域要件を削除する。)

II 業務運営に関する報告

（４）大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

（４）大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備

平成２０年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成２２年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けて適切に対応すること。

【中期計画】

（４）大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備

平成２０年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成２２年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。

【平成２１年度計画】

（４）大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備

国において平成２０年度に行われた空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえ、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成２２年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。

年度計画における目標設定の考え方

国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港における平成２２年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けて、適切に取り組んでいくこととした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

国土交通省航空局において今後の対応方針等を検討しているところであり、平成２１年度に具体的な取組はなかった。

平成２２年度以降、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、円滑に対応する。

II 業務運営に関する報告

(5) 業務の確実な実施 ①再開発整備事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(5) 業務の確実な実施

以下の事項を行うことにより、空港周辺環境対策を進めること。

- ① 再開発整備事業については、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）で実施している事業にあつては、国が進める国有地の処分計画を踏まえ、平成22年度末までに廃止すること。

【中期計画】

(5) 業務の確実な実施

周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針の趣旨を踏まえ各事業を進める。

① 再開発整備事業

事業を推進するにあつては、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）での事業については、国の国有地の処分計画を踏まえ、国、貸付先及び関係機関等との協議を進め、平成22年度末までに廃止する。

【平成21年度計画】

(5) 業務の確実な実施

① 再開発整備事業

イ 第2種区域で行う事業については、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、1件の施設整備を行う。

ロ 第1種区域内（第2種区域を除く）で行っている事業については、国が進める国有地処分計画の動向を見極めつつ、廃止に向けて国、貸付先及び関係機関等との調整を図る。

年度計画における目標設定の考え方

第2種区域で行う事業については、国、関係自治体等との情報交換を継続的に行い、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、1件の施設整備を行うこととした。

また、第1種区域（第2種区域を除く）での事業については、国が進める国有地処分計画の動向を見極めつつ、引き続き、事業廃止に向けて国、貸付先及び関係機関等との調整を図ることとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

イ 大井地区再開発整備事業（その3）については、地元住民や地元自治体等関係機関とも頻繁に調整を図りつつ整備を進め、平成22年3月に施設整備（躯体及び外装工事等）が完了した。

当該施設整備の完了により、国、福岡県、福岡市及び空港周辺整備機構の4者で平成4年に策定した「大井地区 地区整備基本計画（再開発整備）」に基づく同地区の再開発について、全体計画が概成することとなる。

ロ 第1種区域内（第2種区域を除く）で行っている事業については、国、貸付先及び関係機関等との調整を図り、平成21年度末で2件事業を廃止した。残り5件については、引き続き、国、貸付先及び関係機関等と調整を行っていく。

大井地区再開発整備事業について

事業の概要

○その1事業

供用開始 : 平成13年度
施設用途 : 物販等施設(ホームセンター)
賃借人 : 株式会社ナフコ
施設規模 : 敷地面積 約17,760㎡
延べ床面積 約38,540㎡

○その2事業

供用開始 : 平成18年度
施設用途 : 物販等施設(スーパーマーケット・テナント施設あり)
賃借人 : 株式会社レッド・キャベツ
施設規模 : 敷地面積 約11,804㎡
延べ床面積 約4,410㎡

○その3事業

供用開始 : 平成22年度を目途
施設用途 : 各種事業施設

平成21年度における取組み(その3事業)

- ・地元町内会に設置される大井開発委員会と6回にわたり協議し、地元住民の意向を把握するとともに、その要望については、賃借人及び自治体等関係機関と速やかに調整し、地域の発展に貢献できる施設整備となるように努めた。
- ・特に地元から強く要望された郵便局窓口(ゆうちょ銀行等)については、賃借人と交渉を重ねた結果、要望どおり設置されることとなり、地元への貢献度を高めるとともに、事業の円滑な実施に資することとなった。
- ・このほか、住民からの個別の相談、要望に対しては、直接訪問して対応するなど、きめ細かに解決を図った。
- ・施設の整備に際しては、工程会議を毎月開催するとともに、現場確認を毎週3回程度行うことにより、進捗状況を常時把握し、計画どおり平成21年度末までに完了させた。

その3事業実施に向けた取組み状況

福岡空港周辺整備計画調査委員会等において、今後の施設建設に向けた関係自治体等との継続的な情報交換を実施。

◎騒音斉合施設の整備提案及び予定賃借人の内定(平成21年4月9日)

・整備提案	概算事業費 施設規模	約1,500百万円(設計費含む。) 延べ床面積 約17,000㎡ (鉄骨造二階建て) 敷地面積 約16,000㎡
・内定賃借人	郵便事業株式会社	

◎騒音斉合施設の建設に関する委託契約の締結(平成21年8月20日)

- ・契約期間 : 平成21年8月20日～平成22年3月31日
- ・契約相手 : 郵便事業株式会社
- ・契約金額 : 742,913,640円(税込)

◎騒音斉合施設建設工事の状況

- ・平成21年9月28日 施設建設に着手
- ・平成22年3月20日 施設整備の完了(躯体及び外装工事等)
- ・平成22年3月30日 完了検査
- ・平成22年3月31日 施設の引き渡し(受理)

◎騒音斉合施設定期建物賃貸借契約の締結(平成22年3月31日)

- (借地借家法第38条第2項による事前説明を実施し、公正証書により締結。)
- ・契約期間 : 平成22年4月1日～平成42年3月31日(20年間)
- ・契約相手 : 郵便事業株式会社
- ・使用目的 : 信書等の集配施設、窓口施設、駐車場等施設

今後のスケジュール

- 平成22年8月10日(予定) 全体工事の完了(内装及び外構等)
- 平成22年9月中旬(予定) 施設オープン(郵便事業株)

II 業務運営に関する報告

(5) 業務の確実な実施 ②民家防音工事補助事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ② 民家防音工事補助事業については、競争入札制度を導入することで、事業費の縮減を図りつつ、申請者に対するサービスレベルの維持に配慮すること。
また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえ、事業の抜本的見直しを図ること。

【中期計画】

② 民家防音工事補助事業

- イ 事業費については、業務内容や積算基準の見直しと併せて競争入札制度を導入することで、事業費の縮減に努める。
ロ 入札制度導入後においても、申請者に対するサービスレベルが低下しないよう、工事積算方法の簡略化等による事務の効率化に取組み、また、申請者のニーズに応えられるよう事業の実施方法の工夫をする。
ハ 平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえて事業の抜本的見直しを行う。

【平成21年度計画】

② 民家防音工事補助事業

- イ 更新工事調査については、昨年度に引き続き競争入札で調査業者を決定することで調査費用のコスト縮減を図るとともに、更新工事については、入札制度のPRを一層行い委任件数を増加させ入札件数を増やすことなどにより一層のコスト縮減に努める。
ロ 申請者に対するサービスレベルが低下しないよう、業務の一層の合理化に努める。
ハ 平成20年度に行われた空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえて事業の抜本的な見直しを行い、平成22年度からの円滑な実施を目指す。

年度計画における目標設定の考え方

- イ 更新工事調査について、引き続き競争入札で調査業者を決定するとともに、更新工事について、委任件数を増やすことで一層の競争性を高めることなどにより、事業費の縮減を図ることとした。
ロ 事務の効率化や事業の実施方法について一層の工夫を行い、申請者に対するサービスレベルの低下が起きないように努めることとした。
ハ 空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を受けて、平成22年度からの事業の円滑な実施を目指すこととした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

● 入札等実施状況と事業費の縮減効果

事業執行方法の改善等の観点から、更新工事調査に加え、更新工事についても原則として全ての施工業者を一般競争入札で決定することとし、特段の理由により申請者が施工業者を決める場合は、他の入札結果を勘案した低減率を積算額に乗じることとして事業費の大幅な縮減を図った。

<更新工事調査>

入札実施件数：1,265件（平成20年度：4,148件） 割合：100.0%（平成20年度：100.0%） 縮減効果：2,980千円（平成20年度：10,850千円）

<更新工事>

入札実施件数：1,136件（平成20年度：496件） 割合：51.9%（平成20年度：12.5%） 縮減効果：180,331千円（平成20年度：36,131千円）

● 平成22年度からの新制度の円滑な導入に向けて、国及び地方公共団体と調整を図りつつ、周辺住民への広報等を適切に実施した。

また、大阪国際空港の騒音対策区域の見直しについては、リーフレットを作成し市を通じて各戸に配布するとともに、市の広報誌や機構ホームページでも周知した。

平成22年度以降は、事業費の更なる縮減と事務の効率化を図るため、空調機の更新工事について、申請者自らが電気店等で機器を購入・設置（更新）し、その後に補助金を請求・受領するよう補助プロセスを見直し、申請者に対する補助金額を一定額とした制度を導入する。

民家防音工事補助事業に係る入札等実施状況

(1) 更新工事調査に係る入札実施状況と事業費の縮減効果

		平成21年度		平成20年度	
		件数	平均落札率	件数	平均落札率
大 阪	全て一般競争入札	693件	66. 6%	3, 490件	73. 5%
福 岡		572件	87. 5%	658件	93. 9%
計		1, 265件	—	4, 148件	—
		縮減効果	2, 980千円	縮減効果	10, 850千円

※ 縮減効果については、予定価格（設計金額）合計（税抜き）と落札価格合計（税抜き）との差である。

(2) 更新工事の業者決定に係る入札等実施状況と事業費の縮減効果

		平成21年度			平成20年度		
		件数	構成比	平均落札率	件数	構成比	平均落札率
大 阪	委任・一般競争入札	751件	41.8%	67.0%	28件	0.8%	83.4%
	非委任・見積徴収	1,044件	58.2%	69.8%	3,481件	99.2%	96.6%
福 岡	委任・一般競争入札	385件	97.7%	74.9%	468件	100.0%	98.8%
	非委任・見積徴収	9件	2.3%	91.3%	0件	0.0%	0.0%
計		2,189件	—	—	3,977件	—	—
		縮減効果		180,331千円	縮減効果		36,131千円

※1 縮減効果については、予定価格（設計金額）合計（税抜き）と落札価格合計（税抜き）との差である。

※2 見積徴収分について、実際の見積徴収の際は設計金額に低減率を乗じた額を予定価格としているが、縮減効果の算出に当たっては、低減率を乗じる前の設計金額を予定価格とした場合の落札価格との差で計上している。

【参考】民家防音工事補助事業の見直し内容

- (1)平成21年2月1日以降申請分に係る制度改正について
補助工事内容の変更
(旧)1世帯あたり冷暖房機器は4台まで(居住人数+1)
(新)1世帯あたり冷暖房機器は4台まで(居住人数以下)
※1人世帯の場合、2台申請可能であったが1台までとなった。
(2)機能回復工事等の施工に係る契約の制度改正について
(施行)大阪:平成21年7月1日以降申請分から
福岡:平成21年6月1日以降申請分から
(要旨)業者と金額の決定は、全て入札により決定する。

2. 平成22年4月以降の空調機器更新制度見直しについて

(1)住民負担のあり方を見直し、国の補助率を改定。

更新区分	対象機器	国の補助率		
		旧	新	改定率
更新工事①(未実施)	空調機	70%	60%	△10%
	換気扇	70%	50%	△20%
更新工事①(告示日後)	空調機	65%	55%	△10%
	換気扇	65%	50%	△15%
更新工事②	空調機	65%	55%	△10%
	換気扇	65%	50%	△15%
更新工事③	空調機		50%	新規
	換気扇		50%	

- (2)補助対象機器のあり方を見直し、換気扇の補助対象を変更。
補助対象の仕様を、必要最低限の機能に改め熱交換型から強制給排気型に変更する。

- (3)補助プロセスを見直し単純化するとともに、補助定額制を導入。
空調機等の更新に要した費用に関わらず、部屋の大きさ別に定額で補助する制度に変更する。

《助成申込から補助金交付までの主な流れ》



II 業務運営に関する報告

(5) 業務の確実な実施 ③移転補償事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ③ 移転補償事業については、事務処理の迅速化・効率化を図ること。
また、平成20年度中に行う大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討することとしており、この結果を踏まえて事業を実施すること。

【中期計画】

- ③ 移転補償事業
イ 事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図る。
ロ 平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で事業を縮減する方向で検討された結果を踏まえて事業を実施する。

【平成21年度計画】

- ③ 移転補償事業
事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図りつつ、事業を確実に執行する。

年度計画における目標設定の考え方

引き続き、申請受付前の隣接関係や相続問題等に対する申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図りつつ、事業を確実に実施することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

大阪国際空港事業本部においては、中村地区の繰越案件について、21年4月末に移転が完了した。
福岡空港事業本部においては、申請物件にかかる隣接関係や相続問題の解消等に関する指導、移転計画についての助言など事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、土地測量業務と建物調査業務を分離発注することにより、物件調査等を効率的に行い、事務処理の迅速化を図り、事業を着実に実施した。

平成22年度においても、事務処理の迅速化・効率化を図りつつ、事業を確実に執行していく。

○事業実施状況

年度	態様 項目	一般住宅	共同住宅	工場等	宅 地	農 地	合 計
H20	件 数	7	1	(3) 4	6	2	(3) 20
	土地面積(㎡)	2,201.44	454.32	(7,686.42) 7,864.86	2,613.20	1,512.99	(7,686.42) 14,646.81
	建物棟数	10	2	6			18
	借家人数	3	2	0			5
H21	件 数	2	0	(2) 5	3	0	(2) 10
	土地面積(㎡)	791.74	0.00	(9,541.46) 11,096.29	658.54	0.00	(9,541.46) 12,546.57
	建物棟数	3	0	2			5
	借家人数	1	0	0			1

※件数及び土地面積欄の上段()数は、財務省協議を要したもの(土地面積1,500㎡以上)を再掲。

○事務手続の迅速化・効率化

事務処理については、平成20年度と同様に、申請前の相談等にきめ細かく対応することにより、申請後の事務処理の円滑化を図るとともに、土地測量業務と建物調査業務を分割発注することにより、物件調査等を効率的に行い、事務処理の迅速化を図った。

II 業務運営に関する報告

(5) 業務の確実な実施 ④大阪国際空港周辺の緑地整備

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえ着実に推進すること。
また、平成20年度中に行う大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討することとしており、この結果を踏まえて、機構においても事業計画の変更・修正等を行うこと。

【中期計画】

- ④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。特に利用緑地及び緩衝緑地第1期事業について、本中期目標期間内の達成に向けて、国及び関係自治体と調整を図りながら着実に実施する。
また、平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討されていることから、この結果を踏まえて当機構においても事業計画の変更・修正等を行う。

【平成21年度計画】

- ④ 大阪国際空港周辺の緑地整備
利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の用地取得については、約1.36haを買収し、用地取得進捗率を約98.9%とする。
また、買収済みの土地約0.81haについて造成・植栽を実施する。

年度計画における目標設定の考え方

事業認可を受けている利用緑地及び緩衝緑地第1期事業について、国及び関係自治体と調整を図りながら、着実に実施することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の用地取得については、買収予定地約1.36haのうち0.37ha（利用緑地約0.07ha、緩衝緑地第1期事業0.3ha）を買収し、用地取得進捗率を約97.0%（平成20年度末現在約96.0%）とした。残りの買収予定地については、補償交渉の難航等により、翌年度へ繰越することとした。
また、買収済みの土地約0.81haについて造成・植栽を実施した。

事業認可を受けている利用緑地及び緩衝緑地第1期事業については、今後も国及び関係自治体と調整を図りながら着実に実施することとし、事業対象区域内の用地取得の終了を目指すとともに、買収済みの土地について造成・植栽を行っていく。

緩衝緑地整備計画位置図

平成22年3月現在



周辺緩衝緑地整備状況

I期全体 整備面積	緩衝緑地整備 面積(閉鎖型)	平成20年度末		平成21年度末	
		整備済 面積	進捗率 (%)	整備済面積 整備済面積	進捗率 (%)
17.3ha	※12.9ha	8.5ha	65.9	0.8ha 9.3ha	72.1

※ I期全体面積(17.3ha)から開放型緑地(1.9ha)、河川(2.5ha)区域の4.4haを控除した数量。

注) 進捗率は、閉鎖型緑地面積(12.9ha)に対するもの。

凡 例	
 	都市計画区域(17.3ha)
 	開放型緩衝緑地(1.9ha)
 	河川区域(2.5ha)
 	閉鎖型緩衝緑地(12.9ha)
 	整備済み箇所
 	平成21年度整備済み箇所
 	平成22年度以降 整備予定箇所

II 業務運営に関する報告

(5) 業務の確実な実施 ⑤福岡空港周辺の緑地整備

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

【中期計画】

- ⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。

【平成21年度計画】

- ⑤ 福岡空港周辺の緑地整備

福岡空港周辺の緑地整備については、地域の実情に配慮しつつ推進することとし、買収済みの土地約0.2haについて造成・植栽を実施する。

なお、空港南側の一定範囲については、移転補償跡地等の有効活用、地域の活性化の観点から、都市計画事業を含む土地の有効活用方策について、国・地元自治体等と調整する。

年度計画における目標設定の考え方

緑地整備については、地域の実情に配慮しつつ、計画的に実施することとした。

なお、空港南側の一定範囲については、都市計画事業を含む土地の有効活用方策について、国・地元自治体等と調整することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

福岡空港周辺における緑地整備については、地域の実情に配慮しつつ、約0.2haの造成・植栽を実施した。

平成22年度においても、地域の実情に配慮しつつ、計画的に緑地整備を実施していく。

緩衝緑地事業箇所図（平成21年度）



II 業務運営に関する報告

(6) 空港と周辺地域の共生

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(6) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。

【中期計画】

(6) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の措置を講ずる。

イ 2. (1)、①国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ること等により、積極的に啓発活動を行う。

ロ 環境関係の見学要望や環境学習の受け入れには適切に対応し、空港周辺環境対策の理解を深める。

【平成21年度計画】

(6) 空港と周辺地域の共生

前中期目標期間同様、地域に密着した事業を通じて地元住民・自治体との意思疎通を図り、地元の要望も踏まえつつ、空港と周辺地域の共生を支援していく。

イ 国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ることにより、環境学習の講演を行う等の啓発活動を実施する。

ロ 校外学習の受入促進について今後も積極的な方策の検討を行うとともに、環境関係の見学要望や校外学習の一環としての教育機関からの環境学習の受け入れには適切に対応し、環境対策の理解を深める。

年度計画における目標設定の考え方

空港周辺環境対策の啓発活動について、教育機関への出前講座の実施など校外学習への受入促進のための方策の検討を行うとともに、引き続き着実に実施することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

大阪国際空港事業本部において大阪産業大学からの校外学習の受入れを行った。

また、大阪、福岡両事業本部でそれぞれ開催した連絡協議会幹事会において、校外学習についての働きかけを行った。

平成22年度においても、教育機関への出前講座の実施など校外学習の受入促進について積極的な方策の検討を行うとともに、引き続き空港と周辺地域の共生に資するための取り組みを実施していく。

II 業務運営に関する報告

4. 財務内容の改善に関する事項

(1) 予算、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

4. 財務内容の改善に関する事項

平成21年度までに欠損金の解消を図ること。

【中期計画】

3. 予算、収支計画及び資金計画

- (1) 予算 別紙のとおり
- (2) 収支計画 別紙のとおり
- (3) 資金計画 別紙のとおり

欠損金については平成21年度までに確実に解消を図ることとする。

【平成21年度計画】

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

- (1) 予算 別紙のとおり
- (2) 収支計画 別紙のとおり
- (3) 資金計画 別紙のとおり

欠損金について、平成21年度末までに確実に解消を図る。

年度計画における目標設定の考え方

中期計画を達成するために必要な予算、収支計画及び資金計画を策定した。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

予算、収支計画及び資金計画については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。
なお、繰越欠損金については、計画より1年早く平成20年度決算において解消済みである。

第2期中期計画における予算・収支計画・資金計画

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	52,188
業務収入	6,043
補助金収入	9,252
受託金収入	32,318
負担金収入	2,222
長期借入金等収入	2,117
雑収入	102
繰越金受入	135
支出	52,188
大阪固有事業	3,849
福岡固有事業	4,428
受託事業	30,241
その他事業	8,310
人件費	4,183
一般管理費	1,176

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	48,018
経常費用	47,953
業務費用	42,410
大阪固有事業	1,611
福岡固有事業	2,240
受託事業	30,241
その他事業	8,318
一般管理費	5,320
人件費	4,181
物件費	1,135
減価償却費	3
財務費用	223
雑損	0
臨時損失	64
収益の部	49,884
経常収益	49,882
業務収入	6,043
受託収入	32,318
補助金等収益	11,455
財務収益	66
雑益	0
臨時利益	2
純利益	1,866
目的積立金取崩額	—
総利益	1,866

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	53,943
業務活動による支出	47,244
投資活動による支出	1,530
財務活動による支出	3,745
次期繰越金	1,424
資金収入	53,943
業務活動による収入	49,936
業務収入	6,064
受託金収入	32,318
その他の収入	11,554
投資活動による収入	153
補助金による収入	153
財務活動による収入	2,317
前期よりの繰越金	1,537

※ 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。

平成21年度計画における予算・収支計画・資金計画

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	12,732
業務収入	1,109
補助金収入	2,016
受託金収入	7,298
負担金収入	475
長期借入金等収入	1,819
雑収入	16
支出	12,732
大阪固有事業	809
福岡固有事業	2,220
受託事業	6,887
その他事業	1,740
人件費	842
一般管理費	234

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,564
経常費用	10,564
業務費用	9,450
大阪固有事業	315
福岡固有事業	505
受託事業	6,887
その他事業	1,743
一般管理費	1,070
人件費	841
物件費	227
減価償却費	1
財務費用	44
雑損	0
臨時損失	0
収益の部	10,905
経常収益	10,905
業務収入	1,109
受託収入	7,298
補助金等収益	2,486
財務収益	12
雑益	0
臨時利益	0
純利益	341
目的積立金取崩額	—
総利益	341

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	15,338
業務活動による支出	11,585
投資活動による支出	1,499
財務活動による支出	862
次期繰越金	1,392
資金収入	15,338
業務活動による収入	11,963
業務収入	1,109
受託金収入	7,298
その他の収入	3,557
投資活動による収入	150
補助金による収入	150
財務活動による収入	619
前期よりの繰越金	2,606

※ 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。

平成21年度における予算・収支計画・資金計画の実績額

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	7,521
業務収入	1,049
補助金収入	933
受託金収入	4,392
負担金収入	110
長期借入金等収入	1,002
雑収入	34
支出	7,560
大阪固有事業	785
福岡固有事業	1,238
受託事業	4,041
その他事業	591
人件費	722
一般管理費	183

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,429
経常費用	7,412
業務費用	6,474
大阪固有事業	309
福岡固有事業	297
受託事業	5,285
その他事業	582
一般管理費	915
人件費	758
物件費	154
減価償却費	4
財務費用	22
雑損	1
臨時損失	17
収益の部	7,778
経常収益	7,761
業務収入	1,049
受託収入	5,642
補助金等収益	1,052
財務収益	10
雑益	8
臨時利益	18
純利益	350
目的積立金取崩額	—
総利益	350

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	10,920
業務活動による支出	6,228
投資活動による支出	1,550
財務活動による支出	873
次期繰越金	2,269
資金収入	10,920
業務活動による収入	6,762
業務収入	1,137
受託金収入	4,531
その他の収入	1,094
投資活動による収入	1,550
財務活動による収入	914
前期よりの繰越金	1,695

※ 1 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。

※ 2 収支計画のうち一般管理費の人件費は、セグメント情報の各事業及び法人共通に係る全ての人件費が集計されている。

II 業務運営に関する報告

(2) 短期借入金の限度額

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

【平成21年度計画】

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

年度計画における目標設定の考え方

予見しがたい事故等による資金不足に対応するため、短期借入金の限度額を1,400百万円とした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

該当なし。

II 業務運営に関する報告

(3) 重要な財産の処分等に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

5. 重要な財産の処分等に関する計画
該当なし

【平成21年度計画】

5. 重要な財産の処分等に関する計画
該当なし

年度計画における目標設定の考え方

該当なし。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

該当なし。

II 業務運営に関する報告

(4) 剰余金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

6. 剰余金の使途
固有事業に充てる。

【平成21年度計画】

6. 剰余金の使途
固有事業の業務運営に必要な経費に充てる。

年度計画における目標設定の考え方

剰余金が発生した場合、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金又は同条第3項に基づく目的積立金として整理することとなるが、目的積立金の使途については固有事業の業務運営に必要な経費に充てることとした。

当該年度における取組み及び 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成20年度決算において利益剰余金が282百万円発生し、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理した。

平成21年度決算においても利益剰余金が発生するが、20年度と同様に独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理することとしている。

【当期総利益の主な発生要因】

平成21年度における当期総利益の主な発生要因は、当機構の実施している事業のうち再開整備事業における国からの補助金、借入金等収入により取得した騒音斉合施設の貸付料収入（業務収入）によるものである。

【目的積立金の承認申請をしていない理由】

平成21事業年度の当期総利益は350百万円であり、平成21年度計画における総利益341百万円を上回るものの前年度実績額（370百万円）を下回っていることから、「独立行政法人の経営努力認定について」（平成19年7月4日改定、総務省行政管理局）に適合しないため申請をしていない。

独立行政法人の経営努力認定について

平成18年7月21日
平成19年7月4日改定
総務省行政管理局

- 1 独立行政法人（以下「法人」という。）の経営努力については、従来、独立行政法人通則法、独立行政法人会計基準（参考1、2）に基づいて、主務省が、独立行政法人評価委員会の意見を聴き、財務省と協議を行った上で認定してきたが、今後これを一層促進するため、その認定の基準を定めることとする。

- (1) 法人の経営努力認定の基準には、次の点が求められる。

- ① 簡素で分かりやすいこと。
- ② 法人の経営努力を促す仕組みであること。
- ③ 法人が公的部門の一つである以上、経営努力の認定は厳格であるべきこと。

- (2) また、法人の経営努力の概念は、独立行政法人会計基準で示された考え方や、これまでの認定の実績を踏まえると、次のように整理される。

- ① 法人が新規性・自主性のある活動により、
- ② 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づかない収入を増加させたり、費用を削減させたりすることを通じ、
- ③ 当該事業年度において利益を増加させるものである。

- (3) 以上を踏まえ、「独立行政法人の経営努力認定の基準」を次のとおり定める。

ただし、本基準は、経営努力認定の一般的な考え方を示すものであり、個別の判断に当たっては、法人の業務の特性などを勘案することも必要である。

- ① 法人全体の利益が年度計画予算を上回ること（ただし、区分経理がなされている場合には、当該勘定における利益も年度計画予算を上回ることが必要。）。
- ② 経営努力認定の対象案件の利益の実績が原則として前年度実績額を上回ること。（ただし、前年度実績が前々年度の実績を下回っている場合には、その理由を合理的に説明することが必要。）前年度実績を下回った場合には、その理由を合理的に説明することが必要。
- ③ その上で、次のとおり、経営努力による収入の増加や費用の減少であることを法人が合理的に説明できること。
 - ア 収入の増加や費用の節減が、当該事業年度において新規に生じたこと。なお、前年度以前になされた契約で1年以上効果が継続しているものについては、原則初年度のみ認める。
 - イ 収入の増加や費用の節減が、外部要因によらず法人の自主的な活動によるものであること。
- ④ 上記の他、特許等による知的財産収入に基づく利益のすべてを経営努力と認める。法人の設立前に取得した特許等知的財産に関する契約から生じた利益であっても、当該契約に係る利益が法人の設立後に初めて生じたものは対象とする。

（注1）利益は、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づかない収入から生じたものであることが必要である。

（注2）利益は、収入から、これを得るために要した費用を適切に見積もって算定した上で、控除した金額である。

- 2 本基準は、今後の運用状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

II 業務運営に関する報告

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画 ①給与水準

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 整理合理化計画等で指摘されている給与水準に関する検証及び取組については速やかにかつ適切に対応すること。

【中期計画】

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 当機構の給与水準については、対国家公務員指数が国家公務員の水準を上回っていることから、機構の見直しにおいて行うこととされている、職員の在職地域や学歴構成等の要因及び高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高い要因等についての検証を平成20年度中に行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、是正のために必要な措置を出来る限り速やかに講じる。

さらに、検証結果及び取組状況については、ホームページ等により公表する。

【平成21年度計画】

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 給与水準

給与水準については、平成20年度に実施した検証結果に基づき、是正のために必要な措置を講じる等により、国家公務員の水準に比して適正な給与水準となるよう努める。

また、その取組状況については、ホームページ等で公表する。

年度計画における目標設定の考え方

平成20年度に実施した給与水準の適正化のための検証結果に基づき、是正のために必要な措置を講じる等により、適正な給与水準となるよう努めることとした。

また、その取組状況については、ホームページ等で公表することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

当機構の対国家公務員指数が107.5（平成20年度）となっている要因の分析及び検証を行い、その検証結果及び是正のための取組状況について、平成21年6月30日にホームページで公表した。

<平成20年度に講じた措置>

・管理職手当支給額及び管理職加算率の引下げ（平成21年1月）

また、平成21年度においては、国における期末・勤勉手当の支給割合の引下げ等を踏まえ、当機構においても同様の措置を実施した。

平成22年度においても、国家公務員の水準に比して適正な給与水準となるよう、国の制度改革状況等を踏まえ必要な措置を講じていく。

独立行政法人職員と国家公務員との比較方法 (対国家公務員指数(年齢勘案)の算出方法)

1. 比較職種

同種の職種間で給与水準を比較

① 全ての独立行政法人

法人の「事務・技術職員」と国の「行政職俸給表(一)適用職員」を比較

② 研究職員が在職する独立行政法人

法人の「研究職員」と国の「研究職俸給表適用職員」を比較

③ 病院部門を有する独立行政法人

a 法人の「医師」と国の「医療職俸給表(一)適用職員」を比較

b 法人の「看護師」と国の「医療職俸給表(三)適用職員」を比較

2. 比較する給与

年間給与額について比較

(注)年間給与額とは、公表を行う年度の前年度に支給された給与額(月例給、賞与等の合計額)から、超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除いた額

3. 比較方法

比較対象法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、法人に国の給与水準を持ち込んだ場合の給与水準を100として算出

(考え方)

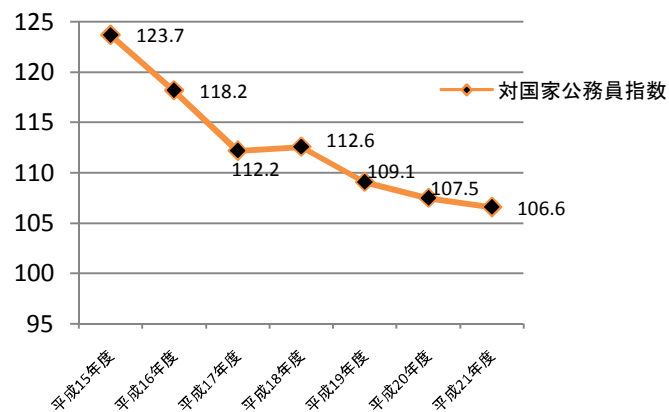
$$\frac{\text{法人の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}}{\text{国の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}} = \frac{\text{法人が現に支給している給与額}}{\text{国の給与水準で支給したと仮定した場合の給与額}}$$

※「年齢・地域・学歴勘案の指数」の算出に当たっては、年齢別・地域別・学歴別の平均年間給与額と人員数を用いて算出。

給与水準の適正化に係る取組状況

対国家公務員指数の推移

対国家公務員指数の推移



国に比べ給与水準が高くなっている定量的な理由

●本省からの出向者が多い

本省職員の平均給与月額是国家公務員全体の平均給与月額より高い。当機構において、本省からの出向者が多いことから、給与水準を引き上げる要因となっている。

<参考となる指標>

本府省行政職（一）	平均給与月額	429,059円（39.5歳）
国家公務員行政職（一）	平均給与月額	391,770円（41.5歳）
空港周辺整備機構職員	平均給与月額	419,264円（41.3歳）

H20年度の取組状況

管理職手当の減額
100,000円→94,000円
(△6,000円)

賞与に係る
管理職加算率の減率

審議役・部長級
100分23→100分20

H21年度の取組状況

俸給表の改定 改定率
△0.2%

期末勤勉手当支給率の減率
4.5月分→4.1月分

自宅に係る住居手当廃止
2,500円→廃止

●地域手当の異動保障

異動保障を受ける者のうち、92%が東京特別区からの出向者であることから、対国家公務員指数（特に地域勘案）を高くさせる要因となっている。

<参考となる指標>

国家公務員における地域手当の支給率（平成21年度）

1級地（東京特別区）	17%
4級地（池田市及び福岡市）	10%

II 業務運営に関する報告

(1) 人事に関する計画 ②定年退職者の補充

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ② 業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。

【中期計画】

- ② 定年退職者の補充については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。

【平成21年度計画】

- ② 定年退職者の補充

定年退職者については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。

年度計画における目標設定の考え方

総人件費について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するとされていることを踏まえ、定年退職者については原則として補充を行わないこととした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成21年度においては、20年度から人員3名（実員ベース）を削減したほか、22年度削減予定の一部ポストについて前倒して削減を実施した。また、平成22年3月の定年退職者の補充は行わないこととした。

平成22年度においても、業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図っていく。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
人員数 (人)	95	92	87	83	79
人員純減率 (%)		△3.2%	△8.4%	△12.6%	△16.8%

※ 3.31現在の常勤役職員数（実員ベース）

人件費総額（実績）

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時（平成 20年度）からの増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 642,147	千円 688,485	千円 △ 46,338	(%) △ 6.7	千円 △ 46,338	(%) △ 6.7
退職手当支給額 (B)	千円 39,865	千円 32,544	千円 7,321	(%) 22.5	千円 7,321	(%) 22.5
非常勤役職員等給与 (C)	千円 58,184	千円 47,283	千円 10,901	(%) 23.1	千円 10,901	(%) 23.1
福利厚生費 (D)	千円 101,871	千円 111,362	千円 △ 9,491	(%) △ 8.5	千円 △ 9,491	(%) △ 8.5
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 842,067	千円 879,674	千円 △ 37,607	(%) △ 4.3	千円 △ 37,607	(%) △ 4.3